

* 2017 年 8 月改訂(第二版)(新記載要領に基づく改訂等)
2006 年 4 月作成(第一版)

医療機器届出番号:27B1X00051000009

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器 吸引チューブ 16779000

医療用チューブ

再使用禁止

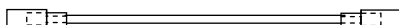
【禁忌・禁止】

- ・再使用禁止

り設定)

【形状・構造及び原理等】

(代表図)



- ・単一径のチューブの他、径の異なるチューブを接続している製品があります。
- ・製品には排液用、吸引用、吸引チューブ用、サクシオン用等があります。
- ・本品はポリ塩化ビニル(可塑剤:フタル酸ジ(2-エチルヘキシル))を使用しております。

【使用目的又は効果】

本品は、吸引器又は回収容器等に接続して用いる柔軟性のあるプラスチック製のチューブである。

【使用方法等】

- 本品は吸引器又は回収容器等に接続して用いる。
- 一回限りの使用で使い捨て、再使用しない。

〈使用方法に関連する使用上の注意〉

- 汚染に十分注意し、包装内から取り出してください。

【使用上の注意】

1.重要な基本的注意

- ・脂溶性の医薬品ではポリ塩化ビニルの可塑剤であるフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)が溶出する恐れがあるので、注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

1.保管方法

- ・水ぬれに注意し、高温、多湿、直射日光のあたる場所をさけて保管してください。

2.有効期間

- ・包装の使用期限を参照してください。(自己認証(当社データ)によ